

# 令和8年度和歌山県教職員住宅緊急小修繕に係る

## 業者登録申請について

和歌山県教育庁教育総務局総務課福利厚生室

### 1 提出書類

- (1) 緊急小修繕登録申請書 (別記第1号様式)
- (2) 経営状況及び契約履行状況調書 (別記第2号の1様式)
- (3) 工事履歴書 (別記第2号の2様式)
- (4) 連絡体制表 (別記第3号様式)
- (5) 誓約書 (別記第4号様式)
- (6) 委任状 (別記第5号様式)
- (7) 緊急小修繕登録希望業種に係る和歌山県県土整備部から通知された「入札参加資格認定通知書」の写し(添付書類)
- (8) 所在地見取図 (別記第6号様式)

### 2 申請書を提出できる者(次に掲げるすべての要件を満たしている者)

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項により、競争入札に参加することを停止された期間が経過した者
- (3) 和歌山県教職員住宅緊急小修繕に係る業者登録基準第10条の規定により、登録を取り消された者で、取り消された日から2年を経過した者
- (4) 和歌山県の建設工事入札参加資格において、建築、電気、又は管の業種の認定を受けた者
- (5) 和歌山県内に本店を有する者
- (6) 夜間・休日を問わず、24時間修繕対応が可能な者
- (7) 過去5年において、官公庁若しくは民間の住宅(職員住宅、公営住宅又は民間集合住宅)の修繕実績がある者
- (8) 自己又は自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者、その他実質的に関与している者が次の各号のいずれかに該当しない者
  - ア 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下この項において「暴力団員等」という。)であると認められる者

- イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
- エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用などしていると認められる者

### 3 登録業種

- (1) 建築工事
- (2) 電気工事
- (3) 管工事

### 4 申請書類及び添付書類の提出先、提出時期

(郵送または持参)

《郵送》令和8年3月23日(月)必着

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県教育庁 教育総務局 総務課 福利厚生室

《持参》令和8年3月23日(月)午後5時まで

和歌山市湊通丁北2-1-2 アバローム紀の国 2階

### 5 登録審査結果の通知

申請者には、登録審査結果を文書により通知します。

### 6 登録の有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 7 問い合わせ先

和歌山県教育庁教育総務局総務課福利厚生室 玉井

電話：073-499-7878